

秋田県医療機関型肝炎ウイルス検査実施要領

第1 目的

この要領は、秋田県（以下「県」という。）が医療機関型肝炎ウイルス検査（以下「検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 検査の対象者

検査を希望する秋田市民以外の秋田県民とする。ただし、過去に本検査を受けたことがある者、医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて、当該肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けた者又は当該検査を受けることを予定している者若しくは健康増進事業の対象者については除くものとするが、結果的に受けられなかった者又は再検査の必要性のある者については、この限りではない。

第3 検査実施機関

県と一般社団法人秋田県医師会（以下「県医師会」という。）が締結する委託契約に定める医療機関（以下「検査医療機関」という。）とする。

第4 検査の実施

検査は、検査を希望する者が直接、検査医療機関を受診し行うものとする。

検査医療機関が実施する検査に係る事項は、問診、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査並びに検査結果に係る受診指導とする。

（1）問診

肝炎ウイルス検査申込（問診）票及び陽性者フォローアップ参加同意書（以下「問診票」という。）（別紙様式1）により、肝炎ウイルス検査の受検歴及び検査理由について確認するものとする。また、その際に、肝炎ウイルス検査の実施についての説明を行い、検査の実施市町村又は保健所への情報提供の可否、フォローアップへの参加について、受検者本人の同意を必ず確認するものとする。

（2）検査の方法

イ B型肝炎ウイルス検査

（イ）HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いるものとする。

ロ C型肝炎ウイルス検査

（イ）HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いるものとする。

（ロ）HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うものとし、HCV-RNAの定性的な判断のできる検査方法を用いるものとする。

（ハ）HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いるものとする。本検査は省略することができるものとする。

第5 検査結果の判定（別図参照）

（1）B型肝炎ウイルス検査

HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定するものとする。

ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意する。

(2) C型肝炎ウイルス検査

イ HCV抗体検査

(イ) 検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定するものとする。

(ロ) 検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うものとする。

(ハ) 検査結果が陰性（各検査法でスクリーニングレベル以下）を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定するものとする。

ロ HCV核酸増幅検査

(イ) 検査結果が陽性を示す（HCV-RNAが検出された）場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定するものとする。

(ロ) 検査結果が陰性を示す（HCV-RNAが検出されない）場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定するものとする。

ハ HCV抗体の検出

(イ) 検査結果が陽性を示す場合は、HCV抗体検査を行うものとする。

(ロ) 検査結果が陰性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定するものとする。

第6 検査結果の告知

いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものとし、検査の結果については、参考様式に準じた書面により受診者に速やかに通知するものとする。

第7 検査の実施報告

(1) 検査医療機関は、結果通知日より一月毎に取りまとめ、秋田県医療機関型肝炎ウイルス検査実施報告書【医療機関用】（別紙様式2）を作成し、問診票（別紙様式1）を添えて、速やかに県医師会に提出するものとする。

(2) 県医師会は、検査医療機関からの報告を結果通知日より一月毎に取りまとめ、秋田県医療機関型肝炎ウイルス検査実施報告書【県医師会用】（別紙様式3）を作成し、問診票（別紙様式1）の写しを添えて県保健・疾病対策課に提出するものとする。

第8 指導区分

(1) 検査医療機関は、B型肝炎ウイルス検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者」という。）に対し、所要の指導を行い、適切な医療提供を図るため、専門的な医療機関等への受診を勧奨する。また、B型肝炎ウイルス検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者に対し、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

(2) 県保健・疾病対策課は、フォローアップに同意した陽性者について、保健指導等に活用するため住所地ごとに区分し、居住する市町村又は住所地を所管する保健所に氏名、住所等必要事項を送付しフォローアップの実施を依頼する。

(3) 県保健・疾病対策課は検査後の受診状況を取りまとめ、個人非特定とするなど個人情報保護に十分配慮の上、秋田県健康づくり審議会感染症対策分科会肝疾患対策部会等において評価を行い、今後の肝炎対策に活用する。

第9 費用の徴収

検査医療機関は、受検者から本要領により実施する検査に係る費用を徴収しないものとする。

第10 その他

検査の実施に必要な事項でこの要領に定めのないものは、県保健・疾病対策課が関係機関と協

議して定めるものとする。

附則（施行期日）

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

この要領は、平成２６年８月１日から施行する。

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

この要領は、令和元年９月１９日から施行する。

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

この要領は、令和３年１０月１日から施行する。

この要領は、令和４年４月１日から施行する。